

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市宿泊基本計画に基づき、青の煌めきあおもり国スポ（以下、「大会」という。）に参加する選手、監督及び役員並びに視察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者等」という。）に提供する弁当の調達について、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、関係機関・団体等の協力を得て、大会参加者等の弁当調達業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、関係機関等の協力を得て弁当調達計画を作成する。

4 弁当の種類

弁当の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 幹旋弁当 選手・監督、視察員及び報道員等に幹旋する弁当をいう。
- (2) 支給弁当 競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

5 調達期間

調達期間は、幹旋弁当にあっては大会の開催期間（公式練習日を含む。）、支給弁当にあっては大会の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当の料金

弁当の料金は、青の煌めきあおもり国スポ宿泊要項に準じるものとする。

7 弁当調整施設の指定及び取消し

- (1) 実行委員会は、別に定める基準に基づき弁当調整施設の指定を行う。

- (2) 実行委員会は、前項の規定により弁当調整施設を指定するときは、五所川原市 弁当調整施設指定書（様式第1号）を交付する。
- (3) 実行委員会は指定した弁当調理施設が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。
 - ア 食品衛生法関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部又は一部の禁止、もしくは期間を定めて停止処分を受けたとき。
 - イ 食品衛生関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
 - ウ 弁当調整業務を第三者に委託したとき。
 - エ その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

7 弁当引換所の設置及び運営

弁当引換所を競技会場に設置し、保健所等の関係機関の指導に基づき、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行う。

8 その他

この要項に定めるもののほか、弁当調整業務に関して必要な事項は、別に定める。